

ニュース

福智町高齢者大学開講式



知識と教養を高める「学びの社交場」幕開け

問 福智町教育委員会 公民館兼社会体育課 ● 28-4100

福智町に住む50歳以上251人が受講する「福智町高齢者大学」の開講式が、6月3日に地域交流センターで開かれました。ふれあいと学びを感じながら、幅広い分野にわたって自分を磨けることが魅力の高齢者大学。11月の開講までの約半年間、週1回の一般教養・専門講座のほか全体での「日帰りバス研修」など、充実したカリキュラムが予定されています。



開講式では、参加した212人の受講生と講師の先生がたが対面しました。

ニュース

吉田武人さん、中山高義さんが叙勲受章



消防活動の功績を讃え元団長・副団長が受章

問 役場総務課 庶務係 ● 22-0555



長年にわたり地域の防災や消防団活動に尽力した吉田武人さん(金田・写真◎)と中山高義さん(弁城への叙勲伝達式が6月2日に町長室で行われました。吉田さんは昭和43年から38年間消防団員および団長として、中山さんは昭和33年から42年間消防団員および副団長として貢献し、それぞれ瑞宝単光章を受章しました。

参加募集

平成20年度福智町成人式実行委員会募集



自分たちの手でつくる新スタイルの成人式

問 福智町教育委員会 生涯学習係 ● 28-2046

一生に一度の成人式を、思い出に残るすばらしいものにするため「成人式実行委員会」のメンバーを募集します。平成20年度に新成人となるみなさんの、積極的な参加をお待ちしています。

式典日時 平成21年1月12日 祝 10時～
 式典会場 福智町地域交流センター(福智町伊方)
 対象 昭和63年4月2日～平成元年4月1日生まれ
 人員構成 赤池・金田・方城中学校区から各4人程度
 実行委員会申込期限 8月1日 金まで
 実行委員会のメンバーには、後日、説明会を行います。
 申し込み先 福智町教育委員会(赤池支所内)
 生涯学習係 28-2046



日々の再会が楽しみな成人式。意見を話し合っただけを盛り上げよう。

お願い

更新受付期間 7月24日 木～31日 木



更新をお忘れなく! 母子家庭等の医療受給者証

問 役場住民課 保険係 ● 22-7761

母子家庭等医療受給者証が、7月31日で期限切れになります。該当者には直接通知をしますので、期間内に更新手続きを行ってください。

更新受付期間 7月24日 木～31日 木(土、日は除く)
 8時30分～17時15分
 更新受付窓口 金田・神崎在住者は役場本庁、
 上野・市場・赤池在住者は赤池支所、
 弁城・伊方在住者は方城支所の保険係。
 必要なもの 母子家庭等医療受給者証、印鑑、保険証、
 戸籍謄本、住民票、所得証明(1月1日に福智町に住所がなかった人のみ)

お知らせ

7月はへいちく定期券販売強化月間



へいちくが懸賞付きの定期券を7月限定発売

問 平成筑豊鉄道 本社営業部 ● 22-1000

平成筑豊鉄道では、7月に「へいちく定期券販売強化月間」として、1か月間「懸賞付き定期券」を発売します。普段はマイカーのみなさんも、環境にやさしい鉄道をこの機会にぜひお得にご利用ください。

抽選対象 7月中に平成筑豊鉄道の定期券を購入した人
 懸賞内容 1等「定期券1か月分サービス」...10人
 2等「一日フリーきっぷ1枚」...50人
 3等「ちくまるオリジナルうちわ」 全員



参加募集

日韓交流申込期間 8月4日月～14日 木



心と心で友情はぐくむ海を越えた異文化交流

問 福智町教育委員会 生涯学習係 ● 28-2046

韓 国酒川市の子どもたちとの交流によって、互いの文化にふれあい、国際感覚を身につけることを目的とした日韓交流事業。韓国への訪問が、10月10日 金から12日 日まで2泊3日で開催されます。また、韓国からの訪問は11月22日 土から24日 月です。

申込期間 8月4日月～14日 木
 結団式、事前研修(4回)を行います。
 募集人員 町内の小学6年生20人
 応募多数の場合は抽選会を8月21日 木に行います。
 参加費 1人15,000円
 (パスポートの取得は自己負担です。)
 申し込み先 福智町教育委員会 生涯学習係
 (電話での受付はできません)
 詳細は、7月中旬に学校をとおしてチラシを配布します。



上野焼を契機に始まった日韓交流は今年で7年目。酒川市では観光やスポーツ交流、やきもの作りなどをしています。

お知らせ

福智町振興事業等補助金交付制度スタート



地域づくりや活性化事業を町が支援

問 役場企画課 企画観光係 ● 22-7766

町内で開催するイベントなどの、事業費用の一部を補助する「福智町振興事業等補助金交付制度」が始まりました。この制度は、会則などを備えている10人以上の町民団体が行う、まちづくりに資する事業に対し補助金を交付することを目的として、7月1日に制定されたものです。補助要件などは次のとおり。

町民による10人以上の団体

補助対象団体 次の～すべてに該当する団体。
 10人以上で構成されている団体であること。
 団体構成員の半数以上が20歳以上の町民であること。
 事務所など活動拠点が町内にある団体であること。
 代表者が明らかであり、規約や会則などを備え、予算および決算などの会計処理が明確な団体であること。

町の発展を目的とした事業

補助対象事業 営利など私的な利益を目的とせず、その事業効果が町民全体に及ぶもの。

人件費や飲食費などを除く経費

補助対象経費 次の経費を除くもの。
 人件費、飲食費、商品券など金券の購入費、記念品などの購入経費、家賃、土地の取得、造成または保障に関する費用、対象団体の経常的運営に関する費用、備品購入および備品修繕費、対象事業の実施に関連しない経費など。

補助金は経費の4分の3

補助金額 補助対象経費の総額の4分の3(上限100万円)とし、予算の範囲内で決定します。また、団体の役員などに町税や使用料などの滞納がある場合は、補助金の交付は行いませんのでご注意ください。

7月1日以降、随時申請やご相談を受け付けています。補助金要綱、申請書書類一式は、企画課企画観光係にご用意しています。なお、今年の9月から12月までに実施予定の事業については、8月上旬までに申請書の提出をしてください。

申請受理後にヒアリングを実施し、その内容をもとに公平性を確保するため選考委員会で審査します。